

木造住宅の
耐震診断費・耐震改修費の
助成について

令和5年度版

鴨川市





STEP 1 鴨川市木造住宅耐震診断費補助事業

鴨川市では、市内の木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、一定要件を満たす一戸建て木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を補助します。

■ 対象となる建築物

次のすべてに該当する建物が対象となります。

- I. 市内にある木造住宅（在来軸組工法のもの）
- II. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅
- III. 一戸建ての住宅または併用住宅（併用住宅は、居住部分の床面積が延床面積の 2 分の 1 以上のもの）
- IV. 地上 2 階以下の住宅

■ 補助対象者

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- I. 本市の住民基本台帳に記録されていること
- II. 住宅の所有者またはその 2 親等以内の親族で、当該木造住宅に居住していること
- III. 補助対象者及び同居者に市税等の滞納がないこと

■ 耐震診断の内容

『木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）』（国土交通省住宅局建築指導課監修，一般財団法人日本建築防災協会発行）による一般診断等を行ってください。

また、住宅の耐震性を更に正確に調べたい方は、精密診断という方法もあります。

- ・一般診断とは 耐震改修等の必要性の判定を目的としています。調査にあたっては原則、内装材や外装材を剥がしたりしません。
- ・精密診断とは 改修の必要性が高いものについて、部材やそれらの接合部等に関するより詳細な情報に基づき、改修の必要性の最終的な判断を行うことを目的とした診断方法です。また、改修を施すものについては、改修後の耐震性も診断します。

■ 補助金の額

耐震診断に要する費用の 3 分の 2 以内の額とし、8 万円が上限。

ただし、千円未満の端数が生じた時はこれを切り捨てた額とする。

■ 木造住宅耐震診断士

一般社団法人千葉県建築士会安房支部又は公益社団法人千葉県建築士事務所協会安房支部に所属する会員であって、千葉県が開催する既存の木造住宅の耐震診断及び改修に関する講習会の講習修了者を掲載した名簿に登録された者並びにこれに相当するものとして市長が認める者に限ります。

■ 受付期限および件数

- 受付期限 令和5年12月15日まで
- 受付件数 5件

■ ご注意ください

- ・本補助金を受ける場合は、事前に市都市建設課へ相談してください。
- ・補助金交付決定前の着手は原則認めません。
- ・申請内容に疑義が生じた場合、本補助金を交付できないことがあります。
- ・予めご了承の上、申請いただきますようお願いいたします。

【参考】 評点と判定

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上～1.5未満	一応倒壊しない
0.7以上～1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い

■ お問い合わせ

鴨川市建設経済部都市建設課 都市整備係
 〒296-8601 鴨川市横渚 1450
 TEL：04-7093-7835（直通）
 FAX：04-7093-7856





STEP 2 鴨川市木造住宅耐震改修事業費等補助事業

鴨川市では、市内の木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、一定要件を満たす一戸建て木造住宅の耐震改修に要する費用の一部を補助します。

■ 対象となる建築物

次のすべてに該当する建物が対象となります。

- I. 柱、梁その他の主要構造部が木材であること（在来軸組工法のもの）
- II. 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅
- III. 一戸建ての住宅または併用住宅（併用住宅は、居住部分の床面積が延床面積の 2 分の 1 以上のもの）
- IV. 地上 2 階以下の住宅
- V. 本市の木造住宅耐震診断補助要綱に規定する耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満の住宅
- VI. 建築基準法に違反していないこと
- VII. 当該事業をするにあたり、住宅所有者全員の同意が得られていること

【参考】評点と判定

上部構造評点	判定
1.5 以上	倒壊しない
1.0 以上～1.5 未満	一応倒壊しない
0.7 以上～1.0 未満	倒壊する可能性がある
0.7 未満	倒壊する可能性が高い

■ 補助対象者

次のすべての要件を満たす方が対象となります。

- I. 本市の住民基本台帳に記録されていること
- II. 住宅の所有者またはその 2 親等以内の親族で、当該木造住宅に居住していること
- III. 補助対象者及び同居者に市税等の滞納がないこと

■ 補助対象経費（補助金を受けるには、設計・工事監理・工事の全てを行う必要があります）

- ・耐震工事に要する経費
- ・耐震性能向上工事~~等~~に要する費用（平成 31 年度より対象外）
- ・耐震工事に係る設計及び工事監理に要する経費
- ・耐震工事と同時かつ同業者が行うリフォーム工事に要する経費
- ・建替工事に要する経費

■ 補助対象経費と補助金の額

補助項目		内容	補助金額【上限】
耐震設計および工事監理		耐震工事の設計、工事監理に要する費用	補助対象経費の1/2【10万円】
耐震工事	耐震改修工事	改修後の上部構造評点が1.0以上になる工事	補助対象経費の23%【40万円】
	耐震性能向上工事 注意）平成31年度より対象外	高齢者等が行う耐震工事で、施工後の上部構造評点が0.7以上かつ0.3以上向上させる工事	補助対象経費の2/3【50万円】
	住宅リフォーム工事	耐震工事と同時かつ同業者が行うリフォーム工事	補助対象経費の1/10【20万円】
建替工事		耐震性の無い住宅の建替に要する費用	補助対象経費の23% 【市内業者80万円（市外40万円）】

■ 設計者、工事監理者および施工者

設計者・工事監理者：耐震診断要綱第2条第1項に規定する木造住宅耐震診断士である建築士がするものとする。

施工者：市内に本店、支店または営業所を開設している者で、建設業の許可を受けている者（軽微な建設工事に該当する耐震工事を行う場合にあっては、市内に営業所又は住所を有し、建設業法第7条第2号に掲げる者と同等の知識及び技術又は技能を有する者であって市長が認めるもの）又は当該住宅を建築した者が施工するものとする。

■ 受付期限

○受付期限 令和5年12月15日まで

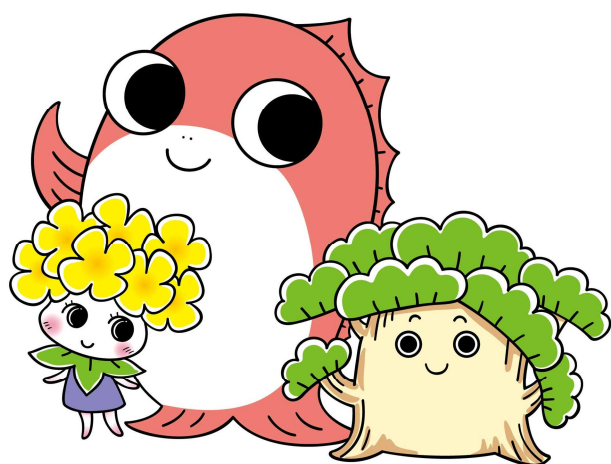
■ ご注意ください

- ・本補助金を受ける場合は、事前に市都市建設課へ相談してください。
- ・補助金交付決定前の着手は原則認めません。
- ・申請内容に疑義が生じた場合、本補助金を交付できないことがあります。
- ・予めご了承の上、申請いただきますようお願いいたします。

■ お問い合わせ

鴨川市建設経済部都市建設課 都市整備係
〒296-8601 鴨川市横渚 1450
TEL：04-7093-7835（直通）
FAX：04-7093-7856





鴨川市